

IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター

たけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

本稿では、2016年1月から3月までのIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの主な活動を紹介します。

アジア・オセアニア地域の基準設定主体とのワークショップ

1月28日と29日に、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体をIFRS財団アジア・オセアニアオフィスに招待し、国際会計基準審議会（IASB）のワークショップを開催しました。このワークショップは、2015年6月に開催したワークショップに続く、第2回目のワークショップです。

2012年10月に、IFRS財団が東京にアジア・オセアニアオフィスを設置した背景には、近年、目覚ましい経済発展を遂げ、国際的にますます重要性を増してきたアジア・オセアニア地域の意見を国際財務報告基準（IFRS）に反映させなければならないという考えがありました。また、国際基準であるIFRSの開発に、アジア・オセアニア地域の優秀な人材を活用したいという思いがありました。アジア・オセアニア地域では、アジア・オセアニア会計基準設定主

体グループ（AOSSG）が、アジア・オセアニア地域の声を取りまとめようと設立されましたが、AOSSGは、欧州における欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）と違って、独立した人員や予算を持っていません。また、EFRAGの本部があるブリュッセルと比べて、アジア・オセアニア地域はロンドンから相当の距離があり、IASBスタッフがアジア・オセアニア地域を訪れる頻度も、欧州と比べると自然と少なくなります。そこで、アジア・オセアニアオフィスでワークショップを開催し、AOSSGのメンバーがIASBのスタッフと直接対話する機会を増やすことで、アジア・オセアニア地域が、欧州と同等の機会が得られるようにしたいと考えました。また、AOSSGのメンバーが、ワークショップの後メールや電話でIASBの担当スタッフと連絡を取り合うことで、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体が、プロジェクトの早い段階から継続的にIASBと共同作業を行うことができるようになるのではと考えました。

2015年6月に開催した第1回目のワークショップには、6カ国から14名が直接参加し、これに加えて、4カ国がテレビ会議や電話会議で参加しました。2016年1月に開催した第2回目のワークショップには、前回よりも参加者がさらに増え、8カ国から34名が直接参加し、

これに加えて、3カ国がテレビ会議や電話会議で参加しました。ワークショップのプログラムは、アジア・オセアニアオフィスのスタッフが、AOSSGの事務局と打ち合わせの上、多くの国が関心を持つトピックを中心に選定しました。今回のワークショップで選定されたトピックは、料金規制事業、排出権取引、資本の特性を持つ負債商品、開示の取組み、保険、概念フレームワークの6つでした。

料金規制事業とは、電力やガスや水道のように、政府などの行政機関が料金設定に関与する事業です。たとえば、当期に発生した経費を将来の電力料金に上乗せするような料金規制がある場合、将来の電力料金に上乗せして回収できる金額を当期の資産として計上するか否かという問題が論点になります。そのような料金規制の方法は国によって異なりますので、ワークショップでは、IASBが検討している会計方法がアジア・オセアニア地域各国の制度に適切に対応できるか議論されました。

排出権取引は、これまで自由であった二酸化炭素の排出に制限が加えられる場合、その制限をいつ負債認識するかが問題となります。この制限の方法も、国によって異なりますので、IFRSが各国の制度に適切に対応できるようにするために、ワークショップで議論が行われました。

資本の特性を有する負債商品は、優先株式や劣後社債など特殊な資金調達方法に関する資本と負債の区分の問題です。多くの国の証券監督局が興味を持っています。

日本が関心を持つトピックとしては、開示の取組みや概念フレームワークがあります。これらのプロジェクトでは、日本の企業会計基準委員会(ASBJ)が関心を持っている「その他包括利益(OCI)のリサイクリング」も議論されました。さらに、IASBが現在開発している新保険会計基準のプロジェクトは、日本や韓国が

関心を持っていますので、ワークショップでは、これらの国とIASBの担当スタッフが意見交換を行うことができました。次回のワークショップは、11月にAOSSGの年次総会が開催される機会を利用して、ニュージーランドのウェリントンで開催される予定です。

財務情報利用者とのワークショップ

1月29日に、日本における財務情報の利用者を集めたワークショップが開催されました。このワークショップは、IFRS Taxonomy Consultation Groupの日本代表である証券アナリストの方が定期的に開催されているもので、IFRSに関するトピックが議題のときには、アジア・オセアニアオフィスの会議室をご利用いただいています。1月のワークショップは、IFRSタクソノミのデュープロセスとコモンプラクティスのあり方をテーマにしたものでした。ワークショップでは、IFRSタクソノミを使った場合の不具合や、財務情報利用者として好ましい開示のあり方について意見交換が行われました。

今回のワークショップには、韓国の会計基準設定主体の副議長にもご参加いただき、IFRSを英語から韓国語に翻訳する際に生じる問題に関して、韓国での研究結果を発表していただきました。IFRSタクソノミを日本語訳する際にも同様の問題が生じる可能性がありますので、たいへん参考になるプレゼンテーションでした。ワークショップには、IASBのシニア・テクニカル・ディレクターも参加しました。このワークショップでの議論が、今後のIASBタクソノミの開発において考慮されることが期待されます。

アジアの証券監督局とのネットワーキング

1月13日に、金融庁のアジア金融連携センターの研修生がアジア・オセアニアオフィスを訪問されました。アジア・オセアニアオフィスでは、この機会を利用して、アジア金融連携センターの研修生に対して、IFRSの意義、IFRS財団の使命と組織構造、アジアにおけるIFRSの適用状況、アジア・オセアニアオフィスの活動内容などをプレゼンテーションしました。また、アジア・オセアニアオフィスのスタッフが担当しているリサーチ業務の中から、財務情報の電子報告に関する研究成果のプレゼンテーションも行いました。アジアの証券市場監督局からの研修生は、IFRSに対する関心が高く、また、IFRSに基づく財務情報の電子報告にも興味を持っています。プレゼンテーション後の質疑応答時間には、参加者からIFRSや電子報告について多くの質問をいただきました。

3月7日から9日まで、タイのバンコクでASEAN諸国の証券監督局が集まるワークショップが開催されました。このワークショップは2015年3月にも開催されており、そのときには筆者がバンコクに出張して、ロンドンのテクニカルスタッフとテレビ会議をつなげて、IFRS解釈指針委員会の活動や収益認識の新基準に関する最新状況の説明を行いました。筆者自身も、アジア・オセアニアオフィスの活動内容のプレゼンテーションを行いました。2016年は、アジア・オセアニアオフィスのアレンジで、2015年までロンドンオフィスで教育担当ディレクターを務めていたマイク・ウェルスと、IASB理事のダレル・スコットを招聘し、「フレームワークに基づくIFRSの理解」と題したワークショップを開催しました。このワークショップは、IFRSの概念フレームワークに基づく会計処理の考え方を理解するために、い

くつかのケーススタディを行うものです。日ごろ、検査の現場で、会計のプロである監査人と激論を繰り広げている監督局の検査官にとって、概念フレームワークに基づくIFRSの理解を深めることは、たいへん有意義であったとのフィードバックをいただきました。

ハンス・フーガーホースト議長来日

3月末に、IASBのハンス・フーガーホースト議長が来日しました。今回の来日は、3月30日と31日に東京で開催された金融安定理事会に出席することが主目的ですが、IFRSに関する活動も行いました。

まず、3月29日に、大阪の関西経済連合会を訪問し、関西における経済界、学会、そして会計士協会のメンバーの方々、あわせて30名ほどと、IFRSに関する意見交換会を開催しました。これまで、フーガーホースト議長来日時には、日程の関係で、主に東京で意見交換会を開催してきましたが、今回は、前回の来日(2015年12月)からまだ日が経っていませんので、東京でのミーティングは最小限とし、これまでお会いできないでいた方と面談を設定することに重点を置きました。この機会に、関西の主要な企業や会計関係者と意見交換できたことは、フーガーホースト議長にとっても大変有意義でした。

フーガーホースト議長は関西での意見交換会の後、夕方の新幹線で東京に移動し、IFRS財団の元評議員などと懇親されました。翌日30日には、朝から、日本公認会計士協会の森会長、日本経済団体連合会企業会計部会の部会長である住友化学の野崎代表取締役、大手監査法人のIFRS担当パートナーなどと面談され、最後に、ASBJと、のれんに関するリサーチ業務の進捗などに関して意見交換されました。

法人所得税リサーチプロジェクト

IASB は、2015 年 8 月に第 2 回目のアジェンダ・コンサルテーションを実施しました。また、さらに多くの投資家の意見を聞くために、アジェンダ・コンサルテーションに追加して、オンラインでのアンケート調査も実施しました。アジェンダ・コンサルテーションの意見募集は 2015 年 12 月末に締め切られ、また、オンラインでのアンケートに対する回答も多く寄せられましたので、リサーチ担当スタッフは、いったん通常のリサーチ業務を中断し、アジェンダ・コンサルテーションで寄せられた意見やオンラインでのアンケート調査の結果集計に注力するようにリサーチ担当ディレクターから指示が出ました。アジア・オセアニアオフィスも、担当している法人所得税プロジェクトをいったん中断し、アジェンダ・コンサルテーションやオンラインでのアンケート結果の集計に集中しました。また、この期間中も、IFRS 解釈指針委員会に、IAS 第 12 号「法人所得税」

に関する質問が提出されましたので、IFRS 解釈指針委員会の担当スタッフと電話会議を開催し、法人所得税に関する実務問題の検討も行いました。法人所得税に関するアジェンダ・コンサルテーションの結果と、今後の進め方については、5 月の IASB 会議で審議される予定です。

おわりに

IASB では、2016 年の 1 月に新リース会計基準を発表しました。これによって、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で進めてきたプロジェクトがすべて終わったことになります。IASB のフーガーホースト議長は、今後しばらくは静寂の期間を設けて、新しい基準の適用サポートなどに注力すると公言しています。アジア・オセアニアオフィスの活動も、IASB 全体の活動内容の変更にあわせて、リサーチ業務や適用サポートなどに重点を移していくことを検討しています。また、投資家との対話促進にも力を入れていきたいと考えています。